

平成 26 年 6 月 13 日

各位

むさし証券株式会社

さいたま市大宮区桜木町 4-333-13

### 証券取引等監視委員会による勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社に対する検査の結果として、内閣総理大臣及び金融庁長官に課徴金納付命令及び行政処分を求める勧告がなされました。

当社では、従前より法令遵守の徹底、内部管理態勢の強化に努めてまいりました。しかしながら、この度このような勧告に至ったことは誠に遺憾であり、厳粛に受け止めております。

なお、今回の勧告は当社自己売買部門における取引に関連して行われたものであり、営業店及びインターネットにてお取引をいただいておりますお客様のお取引に関する内容ではありませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

当社といたしましては、勧告で指摘された問題に関し、既に社内調査チームを立ち上げ、現在調査を行っているところですが、その調査結果等を踏まえて、内部管理態勢の強化や法令遵守意識の再徹底を含む再発防止策の策定・実施に役職員一同が一丸となって取り組んでいく所存です。

お客様をはじめ関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせは、むさし証券経営企画部 048-643-8363 までお願いします。